平成２５年（フ）第４７号
熊本県菊池市野間口576番地10　カーサ・プーロ５―102号室
債務者　原田　寿生
1　決定年月日時　平成26年１月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月28日午前11時
熊本地方裁判所山鹿支部

平成２５年（フ）第１０８２号
東京都府中市是政５丁目13番地の７
債務者　田中　信行
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月５日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１９３７号
神奈川県海老名市国分寺台１丁目16番７―３号
債務者　寺崎かおる
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２１２１号
横浜市旭区万騎が原134番地６　アルカディアＡ棟201号室
債務者　藤本　憲二
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２１２２号
横浜市保土ケ谷区桜ケ丘１丁目32番20号　泉ハイツ202号
債務者　澤　　玉恵（旧姓藤本）
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２２１０号
神奈川県海老名市河原口３丁目25番１―101号
債務者　八木　梨恵（旧姓平原）
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月７日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２２３４号
横浜市栄区飯島町527番地　飯島団地４街区６棟101号
債務者　漁野　正之
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２３４９号
横浜市青葉区荏子田２丁目１番地11　ホワイトハウス荏子田203号
債務者　高原　陽子
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２３５１号
横浜市旭区善部町82番地　ハイランドコーポ103
債務者　中田　義紀
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月７日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２３５２号
横浜市旭区善部町82番地　ハイランドコーポ103
債務者　中田　広子
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月７日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６３３号
静岡県浜松市東区植松町1466番地の26
債務者　田中よし子
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月７日午前11時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第１６４３号
大阪府豊中市新千里東町３丁目７番１―109号
債務者　森　　佳愛（旧姓大杉）
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５９２５号
大阪府寝屋川市太秦東が丘35番５―202号
債務者　山本早紀子
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１８４号
釧路市愛国西１丁目17番６号
債務者　村山　邦夫
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月13日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第３３号
熊本県阿蘇市内牧1215―11、住民票上の住所熊本市東区尾ノ上１丁目45番14号
債務者　寺岡　和生
1　決定年月日時　平成26年１月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月11日午前10時
熊本地方裁判所阿蘇支部